

介護付有料老人ホーム ワンズヴィラ池鯉鮒運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人富士会が設置経営する介護付有料老人ホーム ワンズヴィラ池鯉鮒（以下「事業所」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態等となった場合でも、利用者が事業者においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名 称 介護付有料老人ホーム ワンズヴィラ池鯉鮒
- ② 所在地 知立市山屋敷町富士塚1番地60

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
 - ・ 生活相談員 1名以上
 - ・ 看護職員及び介護職員 10名以上
看護職員及び介護職員は要介護者等の指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行う。
 - ・ 機能訓練指導員 1名以上
 - ・ 計画作成担当者 1名以上

従業者は指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行う。

(入所定員及び居室数)

第5条 指定特定施設入居者生活介護の入所定員及び居室数は次のとおりとする。

- ① 有料老人ホーム30名のうち、指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の定員は30名とする。
- ② 居室数30室のうち、指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居室は30室とする。

(特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)

第6条 指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 1週間に3回以上の入浴、排泄、食事等及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 療養上の世話
- ④ 健康チェック（月2回）
- ⑤ 利用者の選定による介護その他日常生活上の便宜に要するは御利用料金表によるものとする。
- ⑥ おむつ代は、実費徴収とする。
- ⑦ 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- ⑧ 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上、身元引受人に定期的に報告する。支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(利用者が介護居室に移る場合に条件及び手続)

第7条 生活相談員等は、利用者を事業所内の他の介護居室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 入居生活の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないようにする。

(緊急時等における留意事項)

第9条 生活相談員等は、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(虐待防止対策)

第11条 施設（事業所）は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 施設（事業所）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 施設（事業所）における虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 施設（事業所）において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修（オリエンテーション）及び採用後3ヶ月間業務研修
- ② 継続研修 年12回以上
- ③ 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- ④ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべく旨を、従業者との契約の内容に含むものとする。
- ⑤ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人富士会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年11月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和3年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和4年 11月 1日から施行する。